監事監査報告書

令和８年５月２８日

学校法人 敬愛学園
理事会・評議員会　御中

監事　松河真哉　㊞

監事　菊地道哉　㊞

私たちは、学校法人敬愛学園　の監事として、私立学校法第３７条第３項及び寄附行為第１６条に基づいて同学園の令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）における業務及び財産の状況について、理事会その他重要会議に出席するほか、理事長から学校運営の報告を聴取し、重要書類を閲覧し事業報告書及び計算書類等を調査いたしました。

監査の結果、私たちは同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、同学園の令和８年３月３１日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。